

東京土建練馬支部「くらしと仕事の相談リーフレット2020（保存用）」

くらしと仕事・命の砦！組合110番

昨年10月の消費税増税に追い打ちをかけるようにコロナ禍、そして豪雨災害と日本経済は未曾有の三重苦に襲われています。そんななか、組合には連日、コロナの給付金や融資、税金や年金の納付等に関する相談が殺到。また、群会議報告書ではくらしと仕事の苦しみが極限状態にあるとの悲痛の叫びが寄せられています。組合では、そうした苦しんで、どこにも相談できない仲間に対して手を差し伸べ、我慢する…諦める…のではなく、様々な“選択肢”やライフラインで救出していく意義をもって、このリーフレットを作成しました。自宅の目につく箇所へ掲示し、困った事があつたら当てはまる制度がないか確認し、「とにかく組合に相談」してください。



そのⅠ 税金・年金が払えない ☞ 無担保・延滞税なしで国税が1年間「納税の猶予」

コロナの影響で、2020年2月以降の任意の期間（1ヵ月以上）の収入が前年同期からおおむね20%以上減少している場合、国税（所得税・法人税・消費税等）の納税を納期限から1年間、無担保かつ延滞税なしで猶予できます。（厚生年金も同様）

そのⅡ 収入減で事業を続けるのが困難 ☞ 個人100万/法人200万「持続化給付金」

コロナの影響で、2020年1～12月のいずれかの月の売上げが前年同月比で50%以上減っている事業者に対して、個人（一人親方・フリーランス含む）100万円、法人200万円を上限に申請から2週間程度で受給できます。



そのⅢ 収入減で固定費が重荷 ☞ 賃料6ヵ月分の2/3「家賃支援給付金」

コロナの影響で、2020年5～12月のいずれかの月の売上げが前年同月比で50%以上減っている、あるいは連続する3ヵ月の合計が前年同期比で30%以上減っている事業者に対して、直近1ヵ月の地代・家賃（事務所、駐車場、置場・倉庫の賃料）の2/3を6倍した額が受給できます。



そのⅣ 健康保険料の支払いが困難 ☞ 最大8ヵ月分全額免除「土建国保料の減免」

コロナの影響で、前年の収入から30%以上減少する組合員等を対象に東京土建国保料（入院共済含む）の減免ができます。減少率50%以上で8ヵ月分全額免除も。（減少率の算定方法は裏面参照）。また、市区町村国保においても減免制度があります。

そのⅤ 従業員を休業させた（させられた） ☞ 「雇用調整助成金（特例）」「休業支援金」

コロナの影響で、1ヵ月間の売上が前年同月比5%以上減少し、事業主が労働者に休業手当を支払うと1人につき1日15,000円を上限として助成が受けられます。また、休業に対する賃金（休業手当）を受けとれない労働者は休業前賃金の8割（日額上限11,000円）が休業した日数分受給できます。



そのⅥ 当面の運転資金・生活再建の融資をうけたい ☞ 区の「特別貸付」「応急小口」

コロナの影響で、売上が前年同月比で減少している区内事業者へ対して上限2,000万円を利用者負担0.2%（区負担1.8%）で運転資金の貸付として利用できます。また、一時的に必要とする費用の調達が困難な場合、区から20～60万円を無利子で借りられます。その他にも、日本政策金融公庫や商工中金をとおして金利負担ゼロ・担保なし等貸付制度があります。

そのⅦ 仕事がない！組合の仲間に仕事を頼みたい ☞ 仕事のネットワーク「組合職域事業」

組合でおこなう求人求職情報によって「仕事がない」「人手がほしい」という双方の要望にこたえる制度のほか、東京土建が取りくむ労働者供給事業は、組合が労働協約を結んだ事業所と直接雇用契約を結ぶので正社員と同条件で働くことができます。また、高齢層の仕事がない仲間に対しても手元を求めている仲間とのマッチングなども模索していきます。

そのⅧ 工事代金がもらえない！給料がもらえない ☞ 「不払い相談」「労使相談」

組合では、工事代金の未払いやトラブルに対して建設業法で元請責任（立替払い）の追及など、解決にむけて交渉をおこなっています。また、賃金の未払いや解雇など労使問題の相談にも提携の弁護士や社労士と力を合わせ対応しています。

そのⅨ 生活がたちゆかない ☞ さいごの砦！私たち国民の権利「生活保護」

働けず収入がない、または働いても生活できる収入が得られず換金できる財産も持っていない仲間は生活保護が利用できます。私たちが納めてきた税金を財源にしている生活保護制度を利用する権利は私たちにあります。

あなたは一人ではありません！11万人の組合員があなたの味方！

↑上記の相談はもちろん！困りごとはとにかく「組合へ相談」を↓

☞ 東京土建練馬支部 TEL03-3825-5522



*新型コロナウィルス感染症を「コロナ」と省略 *各種制度には申請期限があります *裏面の各種制度早見表も参照ください
東京土建一般労働組合練馬支部 〒176-0023 練馬区中村北1-6-2 TEL03-3825-5522 Fax03-3825-7547



くらしと仕事・命の砦！組合110番【各種制度早見表】

(2020.8.28作成)



困りごととは…とにかく「組合へ相談」を！

東京土建練馬支部 TEL 03(3825)5522

*各種制度には申請期限があります

*給付・助成・支援金は返済不要となります